

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	・生活保護法に準じて、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者（被保護者含む）の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者（被保護者含む）の提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携
③システムの名称	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者（被保護者含む）ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(代表) 045-210-3714(直通) 平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、その中でもマイナンバーをシステムに登録できる職員のみ、権限を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	Iの1の③ システムの名称	生活保護総合情報システム	生活保護システム	事後	
平成28年6月1日	Iの7 請求先	政策局 情報企画部 情報公開課	県民局 くらし県民部 情報公開広聴課	事後	
平成28年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成27年5月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	Iの1の②	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成29年6月1日	Iの5の② 所属長	中原 幾代	関根 弘子	事後	
平成29年6月1日	Iの7 請求先	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	Iの8 連絡先	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年8月29日	Iの5の① 部署	保健福祉局福祉部生活援護課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Iの7 請求先	県民局くらし県民部情報公開広聴課	政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIの1 しきい値判断	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 関根 弘子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	Iの1の②	⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和2年10月14日	Iの4の②	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
令和2年10月14日	IIの1 しきい値判断	平成30年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIの1 しきい値判断	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和4年7月8日	II の1 しきい値判断	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	I の1の② 事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事前	
令和5年6月20日	I の1の③ システムの名称	生活保護システム	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年6月20日	IVの4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		IVの4 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	IVの5 特定個人情報の提供・移転		IVの5 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	II しきい値判断	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	II の1 しきい値判断	対象人数 1万人以上10万人未満	対象人数 1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	I の1の② 事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	・生活保護法に準じて、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事後	
令和7年10月10日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条2項	番号法第9条2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項	事後	
令和7年10月10日	II しきい値判断	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	
令和7年10月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	